

第 31 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 5 年 7 月 5 日 午後 3 時 20 分から

開催場所：福津市役所別館 1 階ホール

出席者：農業委員 9 名、推進委員 11 名、事務局 2 名

欠席者：農業委員 1 名

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	<p>只今から第 31 回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席農業委員数は 9 名でございます。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><会長挨拶></p>
局長	<p>続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、10 番、11 番の委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 221 号から日程第 8 議案第 228 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。</p> <p>それでは、日程第 1 議案第 221 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
担当委員	<p>譲渡人が高齢で農業ができないため、近くに農地をお持ちの譲受人へ売買されます。</p>
事務局	<p>農地まで徒歩 1 分以内、キャベツを栽培されるとのことでした。</p>
議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手を</p>

	<p>お願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>次に、番号 2 について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局 担当委員</p>	<p><議案朗読></p> <p>後ほどの第 5 条許可申請の議案であります。前面に譲受人の子どもが自己用住宅を建築されます。その残りの農地を譲受人へ売買されます。認定農業者で地域で多く営農されておられ、申請地ではブロッコリーを栽培されるということです。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、番号 3 について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><議案朗読></p>
<p>担当委員</p>	<p>現在は耕作されていない農地です。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は宗像市にお住まいで申請地までは約 6.5 km、軽トラックで 15 分ほど、季節露地野菜を栽培されるということです。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
<p>農業委員</p>	<p>この農地は農振農用地ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>2438 番 1 以外はすべて農振農用地です。</p>
<p>推進委員</p>	<p>耕作可能な農地ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>遊休農地ですが、草刈り等の整備をされて営農をされるということです。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第 2 議案第 222 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><議案朗読></p>
<p>議長</p>	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
<p>推進委員</p>	<p>公共団体が農地は持てないと思っています。転用という形をとらず、非農地証明を交付してはどうでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当部署と協議し、申請を取り下げただき、道路の法面になっている現況を踏まえ、非農地証明を交付の手続きを行いたいと思います。</p>

議長	申請を取り下げいただき、非農地証明を交付の手続きで処理したいと思います。 続きまして、日程第 3 議案第 223 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 集落の中にある農地です。耕作されていない農地と隣接している納屋があった宅地に自己用住宅を建築される予定です。前面道路に下水管がきております。上水は井戸を掘られます。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 耕作されていない草の生えた農地です。前面道路沿いに側溝をつくり、雨水を流され、また、上下水は前面道路にある市の公共のものに繋がられます。土地内の防火水槽は市に寄附される予定です。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、関連がありますので番号 3、4 について、一括して提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 番号 3 は使用貸借、番号 4 は売買です。上下水は前面道路にある市の公共のものに繋がられます。隣の宅地の後ろ側にある側溝に、雨水を流されることで水利組合の承諾をもらわれています。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、番号 5 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 全体的に 1m くらい道路高まで地上げをされます。雨水は、一番西側に調整池を作り、そちらから川へ直角にならないように放流される計画です。

議長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。</p> <p>続きまして、日程第4議案第224号農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
議長	<p>届出報告です。ご確認をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第5議案第225号農業用付帯設備に係る行為の届出報告について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
議長	<p>付帯設備の届出報告です。ご確認をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第6議案第226号農地改良行為(客土)に関する届出報告について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
議長	<p>客土の届出報告です。ご確認をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第7議案第227号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
議長	<p>農地の利用権の解約の届出です。</p> <p>続きまして、日程第8議案第228号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
議長	<p>福津市農用地利用集積計画の策定です。</p> <p>これについて、何かご質問はありますか。</p> <p>担当課へは、特に意見無しという事で伝えます。</p> <p>以上で議案の審議はすべて終わりました。</p>
事務局	<p>(地域計画の策定について他、事務連絡)</p> <p>次回の開催予定は8月7日(月)です。</p> <p>以上を持ちまして第31回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。

福津市農業委員会

会長